

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った平成24年1月31日付「公文書不存在決定」及び平成24年2月21日付「公文書公開決定」の取り消しを求める。

さらに、は平成23年5月23日付「公文書公開請求書」に対して、8ヶ月余を経て送付された「公文書不存在決定通知書」であり、も同じく平成23年5月23日付「公文書公開請求書」に対して、「存在又は、不存在決定通知書」の送付により、平成23年6月8日付の誤った公文書公開がされていたため、再度、平成24年2月23日付「公文書公開請求書」により督促を行ったところ、提出された「公文書不存在決定通知書」であるが、「請求内容」と「公開公文書」は全く異なるものであり事務処理が誤っている。

したがって、及びの「通知書」は明らかに「名張市情報公開条例：第8条」に違反する行為である。現行の「名張市情報公開条例」には、違反行為に対する「罰則の規定」はないが、実施機関・事務局は、「名張市職員倫理規程」（倫理行動基準）第3条及び（管理監督者の責務）第4条の該当条項に準じた「法令遵守」の責務を認識することを求めている。

公文書公開請求日：平成23年 5月23日（平成23年 5月25日受付）

平成24年 2月 5日（平成24年 2月 7日受付）

請 求 内 容：「平成16年度から平成22年度」の議会各委員会の行政視察に伴う、
議会事務局職員が「委員と同じ扱いである」ことを規定した文書の写し。

各委員会から議会事務局職員の派遣を依頼した要請書の写し。

実施機関の処分：平成23年 6月 8日付名議総第96号 公文書公開決定
平成24年 1月31日付名議総第404号 公文書不存在決定
平成24年 2月21日付名議総第425号 公文書公開決定

3 異議申立て理由

公開のあった文書は請求した公文書を恣意的に全く異なる公文書にすり替えしたものであるため、取り消しを求めるとともに、議会事務局職員の資質と事務処理・管理能力の欠如を指摘し異議申立をしている。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

平成16年度から平成22年度の議会各委員会の行政視察に伴う、「議会事務局職員が委員と同じ扱いである」ことを規定した文書の写しについては、議会事務局職員は、地方自治法第100条13項、名張市議会会議規則第98条に基づき、直属の上司の命令を受け、公務として委員に移行しており、「議会事務局職員が委員と同じ扱いである」という条文がないため不存在決定となっている。また、平成16年度から平成22年度の議会各委員会の行政視察に伴う、各委員会から議会事務局職員の派遣を依頼した要請書の写しについては、要請に基づき公開をしている。

これは異議申立人が要求したものではないとしているものの、当審査会が実施機関に確認したところ、異議申立人の公開請求公文書に該当する文書は、公開した公文書以外には存在しないとのことであり、当審査会では公開請求の要求を満たしていると考えられる。

以上のことから、実施機関が行った決定は、妥当である。

上記(1)基本的な考え方にあるように、当審査会は、公開非公開の可否を審査するものであり、議会事務局職員の議会委員会委員の視察旅行の随行等についての異議申立の趣旨にあるその他の異議申立の是非を審査する権限を持たない。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

5 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 4月12日	諮問書受理
平成24年 6月18日	第53回名張市情報公開審査会 審査
平成24年 8月 7日	第54回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成24年 9月24日	第55回名張市情報公開審査会 答申

6 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士
委 員	三 宅 裕 一 郎	三重短期大学法経科准教授
委 員	國 富 静 子	名張市人権擁護委員